| № | ご意見 | 金融庁及び総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 　本改正に対して特に反対する所は無い。　ゆうちょ銀行の預入限度額を1000万円であったところを1300万円にするとの事であるが、1500万円の方がきりが良くて良いのではないかとも思われた。（これがどの程度の妥当性があるかは分からないが、1500万円もしくは2000万円がきりが良くて1300万円より良いように思われた。預金者にとってもその方が覚えやすいと思われる。）　かんぽの商品についてであるが、当方は他社（日本国内において営業を行っている生命保険商品を扱っている多くの他国企業及び国内企業のいくつか）が提供を行っている、「セカンドオピニオンサービス」を取り入れるのがその魅力拡大に非常に有用ではないかと考える。　日本の医療制度は民主党政権時に民主党政権の支配下にあった中医協及び厚生労働省がセカンドオピニオンについて「自費診療」であると決めたが（それ以前は自費診療及び保険適用双方の意見が厚労省内においても存在した）、これにより日本ではがん医療その他においてセカンドオピニオンを受ける際に、都度数万円の出費が必要（実際には療担規則で定められるべき診察の一形態であるのだが国内医療業界が「相談」と称しているために保険適用とならないので国の補助が無く、また価格設定も自由なので診察のみでも1万円を越えるのが通常）な事態となりそれが現在に至るまで続いている。（実質的にこれで我が国の医療では国民がセカンドオピニオンを日常的に使用する事が不可能になり、公正な医療サービスの競争と健全な医療行政の運営が遠のくとともに、国の保険制度から離れた事でがん医療等においては囲い込みと患者の泣き寝入り状況の増える原因となっている。）　これに目を付けた各保険会社がサービス提供と自社商品の魅力向上のために「セカンドオピニオンサービス」という形で生命保険等の契約者に対してセカンドオピニオンを廉価に（もしくは無料で）利用出来るようにするサービスを展開しており、ある意味、国が適切な運用を放棄している医療制度を民間で補うが如き状況となっている。　このサービスの利用は月の掛金が1000円台でも可能となっており、医療費と患者負担の双方を結果的に低減させる見込みがあるセカンドオピニオンの実行及び適切な医療機関の紹介のサービスを廉価な費用負担帯域において競合する他社保険商品では行っているのであるが、かんぽにおいてもこの様なサービスの導入を積極的に行ってはいかがであろうか。これを行えばかんぽの保険商品も他社の廉価帯域のもの（特に近年はインターネットでの申し込みを主に取り扱う事で契約者の負担額を少なくした商品が多くなっているが、その様な商品にもこのサービスは多く付いている）と十分に競争が出来るようになり、契約数も回復するのではなかろうかと思われる。　かんぽに魅力を感じつつもサービス面で見劣りを感じ他社保険商品の契約を行う多くの国民が再びかんぽを上位選択肢として選ぶようになるように、是非とも前向きにご検討お願いいたしたい。　意見は以上である。 | 　ご意見として参考にさせていただきます。 | なし |
| ２ | 　日本の保険市場における対等な競争環境の確保　当団体はこれまで、郵政改革を進めるにあたり、日本郵政グループと民間金融機関との間に対等な競争環境が確保されることが前提となるべきと主張してまいりました。　現在提案されている郵政民営化法施行令の一部を改正する政令が制定された場合、かんぽ生命が販売している生命保険商品の保障額の上限（限度額）が引き上げられることになります。　当団体は、このような改正は、民間の保険会社とかんぽ生命の間における対等な競争環境の確保に悪影響があるものと懸念いたします。かんぽ生命がより有利な競争条件を得ることにより、日本の消費者に対して保障性商品を提供し市場において重要かつ明確な役割を担う、民間保険会社に負担を及ぼすものと考えます。従って当団体としましては、かんぽ生命にとって有利となる規制条件が続く中では限度額引き上げがなされるべきではないと考えます。　当団体は郵政が民営化されるべきかどうかについて特定の立場をとりませんが、郵政民営化に係る法的義務や日本政府が郵政民営化の推進を決定したことなどを踏まえ、日本郵政が2015年11月に新規株式を公開し上場したことを、最終的に公正な競争環境の確保につながるものとして支持いたします。民営化が進められ、日本郵政グループに対する市場規律がさらに働くようになる中で、業務拡大については、対等な競争条件の確保という観点から検討がなされ、民営化の進展の度合いに応じて行われるようにすることが必要と考えます。　当団体は日本政府に対し、対等な監督規制および競争環境が確保された上ではじめて、かんぽ生命の限度額引き上げを認可するよう要望いたします。 | 　限度額規制に対する考え方については、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」とされており、限度額規制の緩和については、こうした所見及び郵政民営化法に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| ３ | 　当機関は、郵政改革について、政府による日本郵政株式会社を通じた株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）株式の保有が続く限り、ゆうちょ銀行と他の民間金融機関の間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながるため、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋を示すこと、また、完全民営化により競争条件の公平性が確保されるまでは、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げ等を行わないことを要望してまいりました。　昨年11月に行われたゆうちょ銀行の一部株式の上場・売却後も、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋は示されておらず、引き続き他の民間金融機関との間で競争条件の公平性が確保されない状況が続くなか、このたび、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」の「改正の概要」として、ゆうちょ銀行の預入限度額を1,000万円から1,300万円に引上げる案が示されています。　こうした状況の下でゆうちょ銀行の預入限度額を引上げることは、民間金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトを生じさせる可能性があります。特に、ゆうちょ銀行との営業基盤の共通性や、地方における人口動態を背景とした預貯金の推移見込みから、資金シフトは当機関等の地域金融機関の経営に甚大な影響を与えることが想定され、地域の金融システムの不安定化を通じて地方経済・地域社会に大きなマイナスをもたらすことを通じて、現下の重要課題である「地方創生」を逆行させることが懸念されます。　また、郵便局と農業協同組合・漁業協同組合は、地域の事業者・住民のニーズに応えるべく連携・協調を図り、地域社会の維持・発展を支えていくことが考えられるなか、ゆうちょ銀行と当機関の現場で資金シフトを巡る競争が生じることとなれば、各地域での連携・協調に水を差すことになります。　さらに、預入限度額の引き上げは、ゆうちょ銀行が国営時代から続く公的信用を背景に築いた巨大な規模をさらに拡大することに繋がり、適切なリスクコントロールの観点から懸念されるほか、ゆうちょ銀行が中期経営計画に掲げる「資産運用戦略の高度化」を阻害し、企業価値向上にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。　こうした多くの懸念の下で預入限度額の引上げを行うにあたっては、政府および郵政民営化委員会におかれましては、郵政民営化の基本理念に則り、民業を不当に圧迫する事態を生じさせないことに十分配意いただき、日本郵政グループに対して、他の民間金融機関の預貯金からの預け替えにかかる不適切な勧誘等を行わないことはもとより、ゆうちょ銀行の貯金残高に係る目標額の変更・貯金金利の変更等、貯金残高の抑制に向けて取組むことを事前に求め、そうした取組みが適切に実施されるよう、取組みの進捗状況について定期的な報告を求める必要があります。　そうした事前の対応に加えて、預入限度額の引上げがなされた後には、ゆうちょ銀行およびその他の民間金融機関における預貯金残高の推移や、特に民間金融機関からの資金シフトの状況について、地域・業態をはじめとする多角的な観点から、十分な期間にわたってモニタリングを行う必要があります。モニタリングにおいては、資金シフトの状況を確認するため、ゆうちょ銀行および民間金融機関の双方から情報収集し、残高推移にとどまらない、各金融機関の預貯金を巡る状況の確認が求められます。　なお、郵政民営化委員会が昨年12月25日に示した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」（以下「所見」）において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認」できることを条件に、預入限度額の段階的な緩和に向けた考え方が示されていますが、この所見からも、さらなる預入限度額の引上げには、前段に挙げたモニタリングが不可欠です。多角的な観点からの十分な期間にわたるモニタリングの結果として、特段の問題が生じないことが確認されるまでは、さらなる預入限度額の引上げは検討されるべきではありません。　当機関は、前述の懸念が示現することがないよう、政府および郵政民営化委員会の適切な対応を強く要望するとともに、地域社会の維持・発展を支えていくためのゆうちょ銀行と民間金融機関の連携・協調の可能性を含め、わが国の金融市場そして各地域も含めた国民経済の健全な発展に繋がる将来像が実現されることを希望いたします。以上（要旨）ゆうちょ銀行の預入限度額引上げにあたって、資金シフトの状況等にかかる適切なモニタリング等を求めるもの。 | 　所見においては、「経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理（以下「ALM」という。）が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。金融二社のバランスシートの規模は、これらの結果として、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考える」「ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段としては、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる。同行が、その時々の経営状況に対応してこれらの手段を適切に活用することは、当然かつ有益である」とされております。　他の金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトや規模拡大に伴う懸念については、こうした所見も踏まえて、ゆうちょ銀行において適切に対応されるものと考えており、必要なモニタリングに努めてまいります。　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| ４ | 　郵政民営化法は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」ことを目的に、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念として定めている。　この趣旨を踏まえ、当協会は、郵政民営化に対する基本的な考え方として、１.公正な競争条件の確保、２．適正な経営規模への縮小、３．地域との共存、４．利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してきた。　日本郵政グループ３社の株式上場により郵政民営化は新たな局面に入ったものの、依然として、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されない状況が続いている。　こうした状況下、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」においてゆうちょ銀行の預入限度額の引上げが示されているが、公正な競争条件が確保されない中で預入限度額を引き上げることは、不公正な競争環境をさらに悪化させ、ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調の流れに水を差す懸念がある。　こうした懸念が現実化し弊害が生じることがないよう適正な対応がとられる必要がある。この点に関し、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」において、限度額規制の在り方について、「ＡＬＭの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御すること」に言及していることは重要な視点である。　特に日本銀行がマイナス金利を導入した状況の下で、預入限度額の引き上げによりゆうちょ銀行の規模がさらに拡大することとなれば、マイナス金利の影響及び金利変動に伴うリスクが一層拡大し、資金収益を圧迫して企業価値向上へ悪影響を及ぼすほか、将来的な国民負担の発生に繋がりかねない懸念が強まる。　預入限度額が引き上げられる場合は、その前提条件として、ゆうちょ銀行自身において、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といった、自らの中期経営計画の実現に向けた貯金規模のコントロール等の具体的な取組みが予め行われることが必要である。　さらに、上記の具体的な取組みやその進捗状況、限度額引上げ後の貯金残高の状況について、行政や郵政民営化委員会によるモニタリングが確実に行われる必要があり、早期にその実施方針が示されるべきである。　また、問題が発生した場合にその解消に向けた措置が講じられるよう、実効的な枠組みが構築されることが不可欠である。　ゆうちょ銀行が郵政民営化法の基本理念に則り、完全民営化に向けた具体的な道筋を明らかにするとともに、民間金融機関と融和していくことを期待している。同時に、地域社会の活性化にともに貢献できる分野において協調できるところは協調してまいりたい。以上 | 　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。　所見においては、「経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理（以下「ALM」という。）が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。金融二社のバランスシートの規模は、これらの結果として、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考える」「ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段としては、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる。同行が、その時々の経営状況に対応してこれらの手段を適切に活用することは、当然かつ有益である」とされております。　他の金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトや規模拡大に伴う懸念については、こうした所見も踏まえて、ゆうちょ銀行において適切に対応されるものと考えており、必要なモニタリングに努めてまいります。　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| ５ | 　今回の政令案では郵政民営化委員会が発表した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」（2015年12月25日、以下「所見」と略記）に基づき、ゆうちょ銀行については1,000万円から1,300万円、かんぽ生命保険については1,300万円から2,000万円への限度額引き上げが示された。　本会では、以前より郵政民営化の推進を主張してきた。昨年11月の日本郵政および子会社のゆうちょ・かんぽの金融二社の上場は、完全民営化を視野に入れた新たなステージに移行したものと受け止めており、民間金融機関との連携・協調などを通じて、さらなる企業価値向上の取り組みを期待している。　しかし、この金融二社には実質的に政府出資が残る状況であり、公正な競争条件が確保されない状況が続いている。加えて、「所見」では限度額を引き上げの理由として、顧客の利便性を高めることをあげているが、なぜ今の時点で引き上げが必要かという点については必ずしも明確ではない。こうした理由から、限度額の引き上げには賛成することはできない。　日本郵政には、金融二社における自由な経営判断を可能とするために、期限を明らかにした株式売却計画に関する説明責任をできるだけ早期に果たされることを期待したい。以上 | 　限度額規制に対する考え方については、顧客の利便性の観点のほか、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」とされております。　日本郵政グループに対するご意見については、同グループにおいて適切に判断されるべきものと考えます。 | なし |
| ６ | １．郵政民営化委員会の所見では、預入限度額の引き上げとともに、次の考え方が示されており、当協会では、限度額の引き上げにあたっては、これらの点が非常に重要であると考えている。金融庁において、次の点についてどのような対応を考えているのか、ご教示いただきたい。① 「ＡＬＭの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはありえる。その手段として、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる」② 「行政においてなお何らかの懸念が残るのであれば、(中略)より慎重な段階を踏むことが考えられる。具体的には、改正内容をより限定的なものとし、リスク管理上の問題が生じないか等の懸念事項について慎重に見極められるようにして、その後の行政当局の指導監督や限度額規制の緩和スピードの制御に生かすことが考えられる」２．郵政民営化委員会の所見では、今後について、「・・他の金融機関等との間の競争関係等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、(中略)段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされているが、預入限度額の引き上げありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討が必要ではないかと考える。以　上 | 　所見においては、「経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理（以下「ALM」という。）が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。金融二社のバランスシートの規模は、これらの結果として、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考える」「ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段としては、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる。同行が、その時々の経営状況に対応してこれらの手段を適切に活用することは、当然かつ有益である」とされております。　金融庁としては、他の金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトや規模拡大に伴う懸念については、こうした所見も踏まえて、ゆうちょ銀行において適切に対応されるものと考えており、必要なモニタリングに努めてまいります。　限度額については、所見において、「今回が限度額規制における民営化後初の緩和であること、年金振込み等のたびに限度額を超過するといった問題の解消や高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保等の観点から、まずは引上げ額を300万円程度とすることが妥当であると考える」「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　金融庁としては、こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| ７ | 　郵政民営化の目的は、将来的な国民負担の発生懸念を減ずると同時に、民間市場への資金還流を行うことにより国民経済の健全な発展を促すことであると考えております。　先般の株式上場により、新たな株主の登場と、経営に対する市場規律の浸透を通じ、郵政民営化は新たな局面を迎えることとなり、日本郵政グループ各社におかれては、今後益々の自立的な経営の進展が市場から期待されているものと認識しております。　私どもとしましては、郵政民営化の推進にあたっては、公正な競争条件が確保された上で、ゆうちょ銀行と民間金融機関とが互いの経営基盤や機能を有効に活用し、連携・協調すること、及び、ゆうちょ銀行が有する巨額の資金にかかる市場リスクを低減していくことが特に重要な点であると従前から申し上げてきております。　こうした中、今般の「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」では、預入限度額を現行の1,000 万円から1,300 万円に引き上げる案が示されました。　郵政民営化委員会が内閣府特命担当大臣（金融担当）および総務大臣あてに提出した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」の中では、「限度額の在り方を議論する場合も、最も重視すべき点は利用者利便の視点である。」とした上で、段階的な緩和の条件として、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況等に与える影響や、リスク管理上の問題が生じないか等の懸念事項について慎重に見極める必要があると指摘されております。　こうした考え方は、前述の通り私どもが申し上げてきた考え方を一定程度共有いただいたものであると理解しているものの、預入限度額引上げについては、公正な競争条件の担保やリスク管理といった課題に逆行するものであり、ゆうちょ銀行、民間金融機関双方に対するその影響の大きさが懸念されます。　上記のような懸念の顕在化を防ぐためには、政府及び郵政民営化委員会が、ゆうちょ銀行の「資産運用戦略の高度化」の状況、民間金融機関とゆうちょ銀行との連携・協調への弊害が生じていないか等、預入限度額引上げの影響について総合的な観点での検証を十分な期間行った上で、郵政民営化の推進、及び民間金融機関にとって重大な懸念となり得るものが判明した場合には、速やかに適切な措置を講じていく必要があり、預入限度額引上げ前にその枠組みを明確化すべきと考えます。　今後もゆうちょ銀行と私ども民間金融機関との間で議論を深め、よりよい形で連携・協調することで、わが国の金融市場の健全な発展と長期的な国益に結びつくことを心から祈念しております。以上 | 　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| ８ | 　当団体では、本件にかかる郵政民営化委員会における調査審議にあたり、意見書の提出やヒアリングを通じて、かんぽ生命には民間会社には無い政府の関与を背景とした絶大な信用力があり、民間会社との競争条件に明らかな差異があることや、地域において懸念される影響、また、生命保険販売の現場で働く組合員から寄せられた具体的な問題事例や組合員の切実な声等を伝えて参りました。　　しかしながら、郵政民営化委員会の「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」において、当面の対応として、かんぽ生命の保険金額の通計制度による控除額の引き上げが妥当である旨の見解が示され、さらには将来的な一層の緩和に向けた検討の方向性が示されたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。　また、日本郵政グループの中期経営計画では、かんぽ生命の株式について「まずは、保有割合が５０％程度となるまで、段階的に売却していく」との内容に留まっており、かんぽ生命と民間会社との公平・公正な競争条件が確保される見通しが全く立っていない状況にあります。　政府出資が維持され続ける一方で、さらなる業務規制の緩和がなされていくことや、上場後も基本的に変わらないとされている、小口でシンプルな商品を提供するというかんぽ生命のビジネスモデルが変更されることとなれば、民間会社により甚大な影響を及ぼすこととなります。　したがって、今後、さらなる業務規制の緩和を検討する際には、日本郵政の保有するかんぽ生命の株式の完全売却への道筋が明確となっていること、および小口でシンプルな商品を提供するというかんぽ生命のビジネスモデルが維持されることを前提としたうえで、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、慎重かつ十分な審議・検討が行われることを要望します。以　上 | 　今後の限度額については、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」「かんぽ生命保険におけるシステム対応やリスク管理あるいは他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で、保険商品に対する利用者のニーズの変化や同社の今後の経営戦略等も考慮して、将来的に更なる緩和を検討することは考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、限度額の基準となる額について、「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| ９ | 　今般意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」では、ゆうちょ銀行の預入限度額を１，０００万円から１，３００万円に引き上げる案が示されておりますが、これは、昨年１２月下旬に郵政民営化委員会から公表された所見に基づくものであり、民間金融機関への影響に一定程度配慮した内容であると理解しております。　しかしながら、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋が未だに示されていないほか、依然としてゆうちょ銀行には実質的な政府関与が強く残り続けており、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えない状況にあります。　預入限度額の引上げにより、ゆうちょ銀行への資金シフトが生じる可能性が高まります。人口減少や高齢化の進展に伴い、地方ほど預金の減少が進むことが見込まれる中での資金シフトは、民間金融機関の活力を減退させることは明らかです。この結果、私どもをはじめとする地域金融機関の金融仲介機能が低下するとともに、地域活性化の取組みも阻害されることになります。　また、預入限度額の引上げによるゆうちょ銀行のさらなる規模拡大は、金利リスクが一層増加し、将来的な国民負担の発生に繋がりかねない懸念があるほか、ゆうちょ銀行が中期経営計画で掲げた「資産運用戦略の高度化」の阻害要因にも繋がり、企業価値向上への悪影響を及ぼすことも懸念されます。さらに、ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調に向けた機運に水を差し、地方創生の推進力に悪影響を与えるおそれもあります。　こうした様々な懸念の現実化を防ぐ適正な対応として、政府及び郵政民営化委員会におかれましては、日本郵政グループに対し、ゆうちょ銀行が日本郵便に対して支払う手数料の見直し、貯金残高に係る目標額の見直し等の検討を促すとともに、同取組みの進捗状況について定期的な報告を求めるなど、同取組みが着実に実行されるよう適切な態勢を構築することが適当と考えます。　また、政府及び郵政民営化委員会において、預貯金額の推移など、預入限度額引上げ後の資金シフトの状況等について適切にモニタリングし、ゆうちょ銀行・民間金融機関の双方からの情報収集に基づき、丁寧な検証を行うことが必須であると考えます。　さらなる預入限度額の見直しについては、少なくとも今回の引上げに伴う影響の検証が可能となる合理的な期間のモニタリング結果を踏まえない限りは、検討自体を行うべきではありません。　私どもといたしましては、地域における中小企業等に対する円滑な資金供給及び経営支援に尽力し、地域活性化、地方創生に尽力してまいる所存ですが、そのためにはこうした懸念の払拭が不可欠と考えます。これらの懸念の現実化を防ぐ適切な対応と、現在進みつつあるゆうちょ銀行と民間金融機関による協調・連携の実行との両立を通じて、我が国の金融市場そして各地域も含めた国民経済の健全な発展に繋がる将来像の実現のために、本パブリックコメント手続きの中で、明確な方針を示していただくとともに、適切にご対応いただくことを切に希望します。以　上 | 　所見においては、「経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理（以下「ALM」という。）が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。金融二社のバランスシートの規模は、これらの結果として、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考える」「ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段としては、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる。同行が、その時々の経営状況に対応してこれらの手段を適切に活用することは、当然かつ有益である」とされております。　他の金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトや規模拡大に伴う懸念については、こうした所見も踏まえて、ゆうちょ銀行において適切に対応されるものと考えており、必要なモニタリングに努めてまいります。　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| 10 | 　昨年12月の郵政民営化委員会の「所見」では、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや新規業務の参入について、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、段階的に規制を緩和していくことが考えられる。」とされておりますが、今回の預入限度額引上げと民間金融機関からの資金シフトの状況については、適切なモニタリングや情報収集を行うなど、丁寧な検証が必要であり、さらなる預入限度額の引上げは、これらの検証結果等を踏まえて慎重に見極める必要があります。　また、ゆうちょ銀行の限度額引上げや新規業務の参入が地域金融機関との連携・協調に水を差すことがないよう留意すべきであります。以上 | 　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。 | なし |
| 11 | 　「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（以下、所見）」において、将来の更なる業務規制の緩和等についても言及されておりますが、今後、それらを検討する際には、以下３点を踏まえた慎重なご対応をお願いいたします。≪かんぽ生命の株式完全売却について≫・かんぽ生命の限度額については、郵政民営化法において「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を勘案して定めるものとされており、政府による実質的な株式保有は競争関係に影響を及ぼす重要な要素であると考えます。・しかしながら、かんぽ生命の株式売却については、日本郵政グループの中期経営計画において「５０％程度まで段階的に売却」としか示されておらず、当会といたしましては、一定の政府出資が長期間に亘って維持されながら規制が段階的に緩和されていくことを大変懸念しております。・従いまして、株式完全売却までの道筋が明確となっているかどうか、及びその進捗状況等を踏まえ、規制緩和のタイミングやその内容が適切であるかどうかをご検討いただきますようお願いいたします。≪今般の見直しの影響確認について≫・所見において、他の生命保険会社に及ぼす影響は限定的とされておりますが、その判断の前提となった根拠等は十分に示されていないものと認識しております。・当会といたしましては、現在の状況においては、小口で簡易な商品によって広く一定の安心を簡易にお届けできるかんぽ生命と他の生命保険会社双方の得意分野（強み）を認識し、適切に補完しあうことが重要であると考えます。・今後の検討においては、小口で簡易な商品を提供するという、かんぽ生命のビジネスモデルを維持することを前提に、今般の見直しに伴う販売量等への影響を、地域性や商品等の多角的な視点で十分な期間をもってご確認いただくとともに、郵政民営化法において競争関係にある関係者として記載されております我々生命保険業界とも十分な対話を行っていただきますようお願いいたします。≪リスク管理態勢の整備について≫・民間の生命保険会社においては、リスク管理上の観点から、有診査保険で蓄積した引受や支払に関るデータ等を活用し、告知扱いの上限額や対象年齢を慎重に判断しております。従いまして、今後の検討においては、かんぽ生命保険におけるリスク管理態勢についても慎重なご確認をお願いいたします。以上 | 　今後の限度額については、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」「かんぽ生命保険におけるシステム対応やリスク管理あるいは他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で、保険商品に対する利用者のニーズの変化や同社の今後の経営戦略等も考慮して、将来的に更なる緩和を検討することは考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、限度額の基準となる額について、「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要な対話やモニタリングに努めるとともに、適切に対応してまいります。 | なし |
| 12 | １．基本的な考え方　私どもはこれまで、郵政改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことにあると主張してきた。 　上記の目的を踏まえ、改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすことが求められているが、依然として、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は示されておらず、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない状況は続いている。 　今般意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」（以下、政令案の概要）では、ゆうちょ銀行の預入限度額を1,000万円から1,300万円に引き上げる案が示されているが、公正な競争条件が確保されない状況下で預入限度額が引き上げられた場合、以下の懸念がある。 　第一に、不公正な競争環境をさらに悪化させる懸念があり、漸く進みつつあるゆうちょ銀行と民間金融機関との連携・協調の流れに水を差すことなどを通じて、アベノミクスの最重要課題である地方創生の推進力に悪影響を与えることが懸念される。　第二に、預入限度額の引き上げがゆうちょ銀行のさらなる規模拡大をもたらす場合、金利上昇に伴うリスクが一層増加し、将来的な国民負担の発生に繋がりかねない懸念があるほか、中期経営計画で掲げた「資産運用戦略の高度化」の阻害要因となり、企業価値向上への悪影響を及ぼすことも懸念される。 　したがって、このタイミングで預入限度額を引き上げるのであれば、上記の懸念が現実化し弊害を生じることのないよう、日本郵政グループにおいて適切な対応が講じられるとともに、政府および郵政民営化委員会においても実効的なモニタリングを行うための枠組みを構築する必要がある（具体的な内容は項番２をご参照）。これらの事項は、今般の政令案の概要には含まれていないものの、預入限度額の引き上げにあたっての条件として、パブリックコメントの手続きの中で明確な方針を示していただきたい。 　預入限度額が引き上げられた場合の様々な懸念の現実化を防ぐ適正な対応と、ゆうちょ銀行と民間金融機関による協調・連携の実行との両立を通じて、わが国の金融市場そして各地域も含めた国民経済の健全な発展に繋がる将来像が実現されることが望まれる。２．預入限度額引き上げにあたっての条件（１）日本郵政グループによる取組み　今般の預入限度額の引き上げは、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中で行われるものであることを踏まえ、日本郵政グループは、民間金融機関からの預金預け替えセールス等の不適切な営業活動が行われることのないよう、グループ社員への徹底を行う必要がある。加えて、預入限度額の引き上げ後の貯金残高を制御する観点からも、貯金残高に係る目標額の変更、ゆうちょ銀行が日本郵便に対して支払う委託手数料の変更、貯金金利の変更などの手段の活用についても検討し、検討結果や実施状況を開示すべきである。 （２）政府および郵政民営化委員会によるモニタリング　政府および郵政民営化委員会は、日本郵政グループに対し、預入限度額の引き上げに先立って、上記の取組みに係る計画についての報告を求めるとともに、預入限度額の引き上げ後も、取組みの進捗状況についての定期的な報告を求める必要がある。加えて、預入限度額の引き上げ後の預貯金残高の動きや、具体的な事例等について、ゆうちょ銀行・民間金融機関双方からの情報収集に基づくモニタリングを実施する必要がある。 　また、問題が発生した場合にはその解消に向けた措置が講じられるよう、実効的な枠組みを構築することが不可欠である。　なお、所見では、預入限度額規制の段階的な緩和の条件として、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認」できることを挙げている。将来的に預入限度額のさらなる引き上げを検討する際には、引き上げに伴う影響等を検証することが不可欠であり、少なくともそれが可能となる合理的な期間のモニタリング結果を踏まえない限りは、検討を行うべきではない。 以上 | 　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。　所見においては、「経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理（以下「ALM」という。）が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。金融二社のバランスシートの規模は、これらの結果として、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものと考える」「ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段としては、貯金残高に係る目標額の変更、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更といったものが考えられる。同行が、その時々の経営状況に対応してこれらの手段を適切に活用することは、当然かつ有益である」とされております。　他の金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトや規模拡大に伴う懸念については、こうした所見も踏まえて、ゆうちょ銀行を含む日本郵政グループにおいて適切に対応されるものと考えており、必要なモニタリングに努めてまいります。　　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定も踏まえ、必要なモニタリングに努めてまいります。 | なし |
| 13 | １．本会は、かんぽ生命の完全民営化の計画が明確に示されないまま業容拡大や加入限度額引上げが行われることについて、間接的な政府出資の残存が「政府による後ろ盾がある」との期待と安心感を国民に抱かせ、競争上優位に立つ材料となっているという認識から、同種の業務を営む事業者の経営に影響を及ぼす懸念があり認められるべきでないと考えます。　このことについて、郵政民営化法の基本理念でいう「対等な競争条件の確保」の観点から、貴省・貴庁はどのようにお考えでしょうか。２．かんぽ生命とＪＡ共済は、生活保障サービスの提供においてそれぞれの使命・役割を果たしながら共存しつつ、地方・農村地域に貢献してきました。また、当グループは、政府方針を受け、農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた自己改革や法改正による制度変更への対応にグループをあげて取り組んでいるところです。　そのような中、かんぽ生命の限度額引上げによりかんぽ生命とＪＡ共済の地方・農村地域におけるバランス関係が崩れ、農業協同組合の経営に影響を及ぼす結果となった場合、全国各地で取り組まれている地域活性化の動きに水を差すこととなる懸念があると考えます。　このことについて、郵政民営化法の基本理念にある「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」の観点から、貴省・貴庁はどのようにお考えでしょうか。３．郵政民営化委員会の示した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成２７年１２月）」（以下「所見」）のＶ．２．（３）イ「ａかんぽ生命保険に対する限度額規制の在り方」において、かんぽ生命の限度額引上げについて「保障性を中心とする他の生命保険会社に及ぼす影響も限定的」とされています。　影響が限定的と考えられている背景や根拠等について、貴省・貴庁はどのようにお考えでしょうか。４．「所見」のＶ．２．「（３）限度額規制に対する考え方」において、「基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべき」とされています。　　ここでいう「郵政民営化の進捗」の判断においては、株式処分の進捗が要件として考慮されるべきと考えますが、貴省・貴庁はどのようにお考えでしょうか。以　上 | 　所見の背景や根拠について、両省庁は回答する立場にありませんが、今回の限度額引上げについては、所見において、「限度額を緩和する場合は、現行の1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなく、この通計の仕組みの活用を図ることが考えられる。それにより、限度額の引上げが一部の既契約のみを対象とすることとなるため、営業面を含めた経営改善効果は限定的」とされていることから、同種の業務を営む事業者との競争関係への影響や地域社会の健全な発展及び市場に与える影響についても配慮されたものと考えております。　株式処分の状況も判断要件の一つにはなり得るものと考えます。 | なし |
| 14 | 　郵政改革法案は完全民営化を先送りにするような内容になっているため、決して賛同できないが、その法案でさえも郵貯銀行と簡保生命の株式を早期に処分して、限度額は当面引き上げないとなっている。民営化してから１０年近く経っているにも関わらず未だに株式の大半を政府が保有している異常な状態である。株式の処分が大幅に遅れた分、日本郵政、政府、関係省庁は完全民営化を実現するために必死になって仕事をすべきであるがやる気が足りない。　早期に株式を処分の“早期”とは常識で考えて、大目にみても１０年である。改革法案が成立してからすでに４年経っているため日本郵政が株式を売却せざるを得ないような環境を政府、関係省庁が作り上げていかなければならない。　そこで、日本郵政に対して株式を半分以上売却しなければ限度額引き上げを認めないなどの条件を付けるべきである。一見、規制緩和の時代に限度額の規制を強化するため逆行しているように思われるかもしれないが、それをすることによって日本郵政は限度額を引き上げるために株式の売却に対して今まで以上に積極的に取り組まざるを得ない状態になると思う。　政府保有株を売却するという究極の規制緩和と限度額の規制緩和を両方実現できるためよいことである。もし、日本郵政がそれでも株式売却に対して今までどおりの意識であるのなら限度額引き上げに対してその程度の要求事項であったということであり、早期に株式を売却するという法案の内容を守れていないため問題である。　安易に限度額の引き上げを認めると日本郵政はそれに味を占めて早期の株式売却を進めなくなる可能性がある。仮に現経営陣にそういう考えが一切なくても、経営者は数年後に替わる可能性もあるため、そのような考えの経営者が就任する可能性がないとは言い切れない。今から１０年後に完全民営化できていないとなると早期に株式を処分できていないため完全に失敗である。失敗は絶対に許されないため政府や関係省庁は日本郵政が早期に完全民営化するように厳しく接するべきである。　限度額については利用者の利便性向上のため至急引き上げるべきと特に郵政関係者は言っているが、それは一方向からしか見ておらず非常に視野が狭いと思われる。低金利などになると預金額が大きいことが負担になる可能性もある。　それでも日本郵政が限度額を引き上げたいのであれば正々堂々と早期に完全民営化するように動くべきである。限度額引き上げの規制緩和を主張する反面、早期に株式売却して国からの規制を緩和することに関しては消極的なのである。　完全民営化への具体的なスケジュールが決まっていないのに限度額を引き上げるのは論外である。 | 　限度額については、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」とされております。また、郵政民営化法においては、限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| 15 | 　当団体は、日本郵政グループが、ユニバーサルサービスを維持し、良質なサービスを提供するとともに、健全な経営推進をはかっていくためには、民間企業として当たり前の経営の自由度を担保していただく必要があると考えています。　具体的には、新商品・サービスの認可、限度額などの上乗せ規制の早期撤廃が必要不可欠であるとの考えです。つきましては、政令案のとおりの改正を早期に実現していただくとともに、限度額規制の撤廃に向けた更なる検討を要望するものです。以上 | 　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる。その際には、単純な限度額の引上げという方法に限らず、あるいはそれとともに、前述のように最も多くの人々のニーズに応えることを主眼に、通常貯金を限度額の管理対象から除外する案や通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する案も検討に値すると考える」「かんぽ生命保険におけるシステム対応やリスク管理あるいは他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で、保険商品に対する利用者のニーズの変化や同社の今後の経営戦略等も考慮して、将来的に更なる緩和を検討することは考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| 16 | 　郵便局長は、全国津々浦々の郵便局を通じた金融、物流サービスの提供はもとより、地域に密着し、地域のお役に立ち、地域の発展をめざして、日々、活動を展開しています。これは、地域の発展があってはじめて、郵政事業の発展があるという発想によるものであり、換言すれば、地域から愛される存在でありたいということでもあります。　さて、8年前の郵政民営化以降、地域の皆様から「郵便局は民営化によって使い勝手が悪くなった」との厳しい指摘を受け、今もってこれが続いております。現場では懸命な改善努力を継続しつつも、預入限度額などの上乗せ規制などについては現場の努力では如何ともし難く、地域の皆様にご不便をおかけしていることについて、たいへん悔しい思いをしております。当会としましては、郵政民営化は是が非でも成功させたいと固く誓うものの、このままでは、お客さまは不便を強いられたままで民営化のメリットを享受できません。このことについては、郵政民営化委員会が昨年7月に実施した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対しても同旨の意見を提出したところです。　したがいまして、今般、郵政民営化法施行令 （平成 17 年政令第 342 号） の一部を改正する政令案についてパブリックコメントが実施されたことは、当会として大いに評価するところです。　つきましては、限度額引上げを4月から実施いただくほか、その額が十分ではないことから、早期に再見直しを実施いただきたくお願い致します。　なお、今回の郵政民営化委員会の所見では、限度額の見直しについて、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」、あるいは「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する方法」が示され、その時期についても、「株式処分のタイミングに捉われることなく段階的に引き上げる」ことが明記されています。検討に当たっては、顧客利便性の観点からどういう方法が最適か早急に検討の上、実施いただきたい。 | 　今後の限度額については、所見において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる。その際には、単純な限度額の引上げという方法に限らず、あるいはそれとともに、前述のように最も多くの人々のニーズに応えることを主眼に、通常貯金を限度額の管理対象から除外する案や通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する案も検討に値すると考える」とされております。また、郵政民営化法においては、預入限度額の基準となる額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| 17 | 　このたびのゆうちょ銀行における預入限度額、かんぽ生命保険の通計制度による控除額の引き上げについて利用者の利便性を確保するためにも賛成でございます。　ゆうちょ銀行は２４年間、かんぽ生命保険でも３０年間にわたり引き上げが行われなかったこと自体が異常だと思います。この２４年間の間に社会経済情勢が大きく変わり人々の価値観も変わってきました。とくにIT社会と言われ、ITの進展により産業構造や社会構造、生活構造までも変化してしまいました。そのような状況下で限度額１０００万円というのは著しく不便でございます。　年金、退職金、保険金の受け取り時に１０００万円を超えたがためによその金融機関に移す不便さがございましたので引き上げによって解消できればと思います。　速やかな限度額引き上げが行われますよう宜しくお願い申し上げます。 | 　賛同意見として承ります。 | なし |
| 18 | 　当団体は、「地域金融機関の永続的発展がそこに働く者の社会的、経済的地位の向上に繋がる」という見地から産業政策活動に積極的な取り組みを行っています。　さて、当団体は従来から、郵政改革については「民間金融機関とのイコールフッティングの観点から公正な判断が下されることが重要である」ことを強く主張してきました。　そうした中、昨年１１月に「日本郵政」と傘下の「ゆうちょ銀行」・「かんぽ生命保険」のグループ３社が東京証券取引所に上場したことから、郵政改革は新たなフェーズに入りました。しかし、その一方で、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分についての道筋は具体的に示されていないことから、結果として、当面は政府関与が残る中において、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない状況が続くものと考えます。　こうした背景の中、今般、政府の郵政民営化委員会は「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」において、ゆうちょ銀行の預入限度額を1,300万円に引き上げることが妥当との見解を示すと同時に、更なる段階的な引き上げも容認する姿勢を示しましたが、暗黙の政府保証が未だ存在していると言わざるを得ない中で、預入限度額の引き上げに向けた動きが加速していることは誠に遺憾であります。更に、こうした動きはゆうちょ銀行と民間金融機関との間でみられつつある連携・協調の流れに水を差しかねないものと考えます。　ついては、民間金融機関との公正な競争条件が確保され、ゆうちょ銀行の肥大化及び地域金融機関の経営や金融仲介機能の阻害に繋がることのないよう、ゆうちょ銀行本来の目的を踏まえた上で、一層慎重な審議を行っていただくことを強く要望します。以上 | 　地域の活性化や地方創生等の期待に応えていくため、ゆうちょ銀行と他の金融機関が連携・協調することは重要であると考えており、そうした取組みを促してまいります。　なお、いわゆる「暗黙の政府保証」については、所見において、「民営化後も暗黙の政府保証が残存するという認識があるとすれば、それは明らかに誤解に基づくものであり、誤解は払拭されなければならない。郵政民営化の意義に照らせばこれは当然のことではあるが、すべての関係者が利用者の誤解を招くようなことのないように配意することが望まれる」とされております。限度額については、所見において、「この規制についても、郵政民営化法の基本的考え方、及び状況の変化に応じ政令で柔軟に定めることとしていることに鑑みれば、業務制限についてと同様、基本的には、郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる」とされております。また、郵政民営化法においては、限度額について、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める」とされております。　こうした所見及び郵政民営化法の規定に基づき適切に対応してまいります。 | なし |
| 19 | 　引き上げ反対 | 　反対の理由は明らかではありませんが、本件改正は、限度額に関し、所見において、「郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」とされたことも踏まえ、限度額を引き上げるものです。 | なし |
| 20 | 　通常貯金、定額貯金及び定期貯金等の預入限度額を 1,000 万円から 1,300 万円に改めるのは反対です。 | 　反対の理由は明らかではありませんが、本件改正は、限度額に関し、所見において、「郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべきものと考える」とされたことも踏まえ、限度額を引き上げるものです。 | なし |
| 21 | 　貯金限度額１３００万円までと３００万円引き上げるとのことだが、引き上げが少なすぎる。２０００万円までにすることを希望する。相続で１０００万円程度の貯金を相続したときすぐ限度額を超え他銀行に移し替えなければならず、やっかいである。 | 　所見において「今回が限度額規制における民営化後初の緩和であること、年金振込み等のたびに限度額を超過するといった問題の解消や高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保等の観点から、まずは引上げ額を300万円程度とすることが妥当」とされたことも踏まえ、300万円の引上げとするものです。 | なし |
| 22 | 　私は現在67歳です。貯蓄の目的は老後の生活資金と病気治療費に充当させるためです。これまで貯蓄先は主としてゆうちょ銀行を利用してきましたことから他銀行に分散させることは考えておりません。しかしながら現行1000万円の限度額は極めて少額であり、今回1300万円に増額していただきますよう宜しくお願い致します。 | 　賛同意見として承ります。 | なし |

※３者連名の意見が１件あるため、行政手続法上の意見の数は24件